引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)・引上げ分の地方消費税交付金

390 百万円

(歳出)・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

5,480 百万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

	予算科目			平成29年度						
項目	1	項	目	決 算	算 特定財源				一般財源	
					国庫支出金	県支出金	市債	その他	引上げ分の地方 消費税交付金	その他
		社会福祉費	社会福祉総務費	32,559		44			6,724	25,791
			障害者福祉費	458,878	202,205	97,990		3,488	32,096	123,099
			医療助成費	55,464		25,792			6,136	23,536
			保健福祉総合支援センター費	7,836					1,621	6,215
			地域活動支援センター費	14,125					2,921	11,204
			子ども医療助成費	99,071		34,970		830	13,085	50,186
		児童福祉費	児童福祉総務費	1,305,793	322,428	182,748		388,090	85,316	327,211
			児童措置費	1,049,071	722,205	163,426		163,440		
社			児童福祉施設費	5,343				70	1,090	4,183
会福			保育所費	526,392	2,136	129,675		117,400	57,325	219,856
祉			障害児福祉費	188,724	94,362	47,181			9,758	37,423
		老人福祉費	老人福祉費	314,389				288,357	5,384	20,648
	生活保護費		福祉健康センター費	20,251					4,188	16,063
		生活保護費	生活保護総務費	129,664	6,814				25,407	97,443
			扶助費	140,971	110,140			16,830	2,896	11,105
	労働費	労働諸費	労働諸費	16,580					3,429	13,151
	教育費	幼稚園費	幼稚園管理費	85,549				8,697	15,894	60,958
	公債費	公債費	元金	449					93	356
	<u> </u>		小計①	4,451,109	1,460,290	681,826		987,202	273,363	1,048,428
社	民生費	社会福祉費	国民健康保険事業費	244,019	30,052	95,897		15,026	21,311	81,733
会	II .	老人福祉費	老人福祉費	65,475					13,541	51,934
保			後期高齢者医療制度費	287,692		41,150		213,076	6,921	26,545
険	小計②			597,186	30,052	137,047		228,102	41,773	160,212
保	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	27,959		100			5,762	22,097
健			予防費	177,147		4,554		7,854	34,070	130,669
衛			母子保健費	167,211					34,581	132,630
生			小計③	372,317		4,654		7,854	74,413	285,396
			その他④	58,935					12,188	46,747
	(地方公務	8員共済組合法に基づく	、基礎年金拠出金及び育児休業手当金)	30,330					12,100	10,7 77
		合計 ①)+2+3+4	5,479,547	1,490,342	823,527		1,223,158	389,549	1,552,971

[※] この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の使途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、『消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする』とされているため、その経費を明示したものである。

[※] 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じてあん分して充当している。